

平成25年9月 定例会（第312回）-09月25日-04号

（今井光子） 農林部長に、**源流を守るための森林の保全について**お尋ねをいたします。

紀伊半島大水害から二年がたちました。二年前の八月三十日、九月五日までの総降水量は広い範囲で一千ミリメートルを超え、一部の地域では二千ミリメートルを超えるなど、記録的な大雨になりました。降り続いた雨はかつてない雨量になり、山が崩れ、川をせきとめ、あふれ出した水は山津波になって家を流し、命を奪い、いまだに行方不明者が十人もおられる大災害になりました。復旧・復興が関係者の努力によって進んでいることに感謝しておりますが、仮設住宅ではいまだに八十二世帯百六十四名が生活を余儀なくされており、一日も早い住宅建設を願うところです。

一昨年（平成24年）の十二号台風はかつてない降雨を奈良県にもたらしましたが、あれから二年、全国各地で異常気象による大雨による洪水や土砂災害が起き、先日も台風十八号のもたらした豪雨で県下各地に被害が発生しています。当日、太田議員と五條土木事務所、吉野土木事務所、高田土木事務所を回りましたが、職員の皆様が泊まり込みで体制をとり頑張っておられる姿に感銘いたしました。

九月五日、紀伊半島大水害復旧・復興シンポジウムでは、世界の中で自然災害はアジアが最も多く、日本でも多発しているとのことです。災害の多い日本では、江戸時代に木が切り尽くされ、災害が発生したために、土砂留奉行を置いて山川掟の令を出しました。それは木を切ることを禁止し、川の周囲に木がなく土砂が流れ出しているところは周辺に植林をせよなどとされていたことが紹介されました。適切な森林管理を怠れば土砂の流出を招きます。現在、紀伊半島大水害で被災した地域は土砂災害の復旧に取り組まれておりますが、十二号台風では土砂崩壊箇所が千八百カ所に対し、治山事業で取り組まれたところは七十六カ所、山肌がむき出しの放置されたままの森林が各地にあり、土砂流出を防ぐ対策が必要です。

ところで、吉野川の源流に位置する三之公は、吉野川の二大源流に当たる北又川の最大支流、三之公川流域の地域で大台ヶ原の北側に位置しています。平成七年、平成八年に三百二十ヘクタールの森林が伐採され、その後植林もされず天然更新で行われておりますが、山が荒れ、土砂が河原を埋め尽くし、源流とは思えない状況で、川上村では、村がまだ手つかずの原生林七百四十ヘクタールを買い取って保全に努めています。来年は、全国豊かな海づくり大会が奈良県で開催されますが、吉野川の源流を守ることは奈良県の水や豊かな海を守ることにあります。吉野川の源流に位置する三之公を公的に買い上げ、山を守るべきと考えますが、いかがでしょうか。

農林部長（福谷健夫） 私には、源流を守るための森林の保全について、吉野川の源流に位置する三之公を公的に買い上げ、山を守るべきと考えるが、どうかというご質問でございました。

来年の秋に開催をされます第三十四回全国豊かな海づくり大会やまとのテーマが「ゆたかなる森がはぐくむ川と海」と決定されましたように、川の源流である森林を守ることは重要であることと認識をしております。

議員お述べの三之公につきましては、平成七年から平成八年にかけて天然林を皆伐したものでございます。元来原生林であることから、植栽などの人的関与を行わず、天然更新による森林再生が期待をされており、現在はその途上にあると認識をしております。しかしながら、谷筋におきましては更新が思うように進まず、土砂流出の発生源になっている箇所も見受けられます。

源流の山を守る、すなわち森林の管理につきましては、奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例に規定をしておりますように、まずは森林所有者の責務であるというふうに考えております。しかし、このような土砂流出を防ぐため、森林が持つ公益的機能を適正に維持する観点から、治山事業による公的関与も行っていることも事実でございます。現在、川上村におきましては県に対し、当該地域の治山事

業実施を要望するとともに、事業実施の前提となる保安林指定の承諾を森林所有者にお願いしているところでございます。県といたしましても、当該地域における対応としては、まず保安林に指定をした上で、治山事業の実施について検討をしたいというふうに考えております。

なお、議員からご提案のありました公有林化については、森林を公有化する必要性、緊急性がどういう事情であるのか、何のために公有化するのか、さらに、どのような範囲の森林を公有化するのかなど、慎重に検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。